

## いわき市農業集落排水処理施設における義務・遵守事項について

いわき市では、農業集落における生活環境の向上を図るとともに、公共用水水域の水質保全に資するため、いわき市農業集落排水処理施設を設置していますが、処理施設に接続する排水設備を施工にあたっての遵守事項等について説明します。

### 1 遵守事項

#### (1) 施工責任者

下水道排水設備工事責任技術者が行うか、又は実地で監督しなければなりません。

#### (2) 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」)する場合

- ・あらかじめ、当該新設等の計画に係る排水設備が設置基準に適合することについて、市長に申請し、その確認を受けなければならない。
- ・**違反行為には罰則があります。**

#### (3) 工事の完了

- ・工事が完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、当該排水設備が設置基準に適合することについて、市長の検査を受けなければならない。
- ・**違反行為には罰則があります。**

#### (4) 使用開始等の届出

- ・開始した日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- ・**違反行為には罰則があります。**

※ 上記の(2)、(3)、(4)に違反した場合には、「いわき市農業集落排水処理施設条例」第13条に基づき、罰則として5万円以下の過料が科される場合があります。

また、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた場合には、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料に処される場合がありますので、遵守徹底するようにしてください。

なお、過料(行政処分)を受けると、入札参加資格が制限される場合があります。

### 2 使用者への説明事項

使用者の数に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、経営企画課に届け出ることをお伝え願います。

### 3 排出の制限及び設置基準

#### (1) 排出の制限

- ・雨水を排除するために排水処理施設を使用してはならない。
- ・油脂類、農薬、ごみ、土砂その他排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのあるものを排水処理施設に排除してはならない。

#### (2) 設置基準

施工にあたっては、いわき市農業集落排水処理施設条例施行規則第2条を、必ず確認してください。